

規制の事前評価書（要旨）

規制の名称	銀行等の業務範囲規制等の見直し	
担当部署	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室 電話番号: 03-3506-6000 e-mail: RIAffsa.go.jp	
評価実施時期	2021年3月4日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 新型コロナウイルス感染症等の影響により、デジタル化や地方創生の取組みを加速するの必要や、財務に課題が生じた企業に対する早期の経営改善・事業再生支援の必要が高まるなど、社会経済情勢が変化している。こうした中、営むことができる業務の範囲や、出資することができる一般事業会社の範囲について規制（業務範囲規制等）が存在する銀行等に関して、変化に対応した規制の見直しを行うこと。</p> <p>【必要性】 現状、銀行（本体）やその子会社・兄弟会社が営むことができる業務は、基本的には金融分野に限定されており、デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資する業務を幅広く営むことができない。 また、銀行等が投資専門会社を経由して出資することができる一般事業会社は、例えば財務状況が相当程度悪化した会社が生じた場合、企業に対し、出資を含めた早期の経営改善・事業再生支援などを行うにあたり支障が生じ得る。 このほか、銀行等が買収した外国金融機関の子会社である外国会社について、業務範囲規制に抵触するには買収後5年以内の売却が原則とされていることなどが、国際競争力の強化の制約となり得る。</p> <p>【内容】 ① 業務範囲規制関係 ② 銀行（本体）の付随業務に、銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務であって、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務【地域活性化等業務】を追加する。 ③ 銀行の子会社・兄弟会社とすることが認められている銀行業高度化等会社（以下「高度化等会社」という）（事前認可制）の業務に、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又は買すると見込まれる業務を含めた業務を営む高度化等会社を保有することとする。従来高度化等会社が営んでいたフィンテック業務などについて、事前認可の際の財務基準などを緩和するとともに、財務健全性がガバナンスが一定以上であることについて認定を受けた銀行グループが銀行の兄弟会社において営む場合には個別認可から届出制に緩和する。 ④ 出資規制関係 銀行等の投資専門会社の業務にコンサルティング業務などを追加する。また、銀行等が投資専門会社を経由して出資可能な事業再生会社・事業承継会社（経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社）、ベンチャービジネス会社（新たな事業分野を開拓する会社）について、出資可能範囲・期間を拡充する。さらに、現状では最大50％に制限されている地域活性化事業会社（地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社）の議決権取得について、非上場の場合にも限り最大100％に緩和する。 ⑤ 外国子会社・外国兄弟会社の業務範囲関係 買収した外国金融機関の子会社である外国会社や、外国のリース会社・資金業者について、①業務範囲規制に抵触するものであっても、一律に、買収後10年間は業務範囲規制の適用を猶予するとともに、②現地における競争上の必要性があれば、猶予期間内に承認を受けることで、期間の制限なく継続的に保有することを認める。 ※ このほか、銀行等のバックオフィス業務に当たる従属業務を営む会社（従属業務会社）に関する収入依存度規制に係る法令上の数値基準の緩和や、銀行持株会社が営む共通・重複業務に係る規制の柔軟化などを行う。 ※ 銀行のほか、信用金庫、信用協同組合、保険会社、第一種金融商品取引業者などについても、それぞれの特性や制度に応じて趣旨の改正を行う。</p>	
法令の名称・関連条項とその内容	<p>① 銀行法（改正案）第10条第2項第21号【新設】、第16条の2第1項第15号、第52条の23第1項第14号、第52条の23の2第6項【新設】・第7項【新設】・第8項【新設】等 ② 銀行法（改正案）第16条の2第1項第14号【新設】、第52条の23第1項第13号【新設】等 ③ 銀行法（改正案）第16条の2第6項・第8項・第9項、第52条の23第5項・第7項・第8項等</p>	
想定される代替案	<p>① 業務範囲規制関係 ② 銀行等（本体）の付随業務に、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務（本業に係る経営資源を主として活用して営むものに限らない）を追加する。 ③ 銀行等は、認可を受けることなしに、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又は買すると見込まれる業務を含めた業務を営む高度化等会社を保有することができることとする（この場合、フィンテック業務などについての認可基準の緩和や、財務健全性がガバナンスが一定以上であることについての認定制度の創設も必要となる） ④ 出資規制関係 規制案の緩和に加え、さらなる緩和として、銀行等は、投資専門会社を経由することなしに（銀行等から直接に）、事業再生会社・事業承継会社やベンチャービジネス会社、地域活性化事業会社に出資することができることとする。 ⑤ 外国子会社・外国兄弟会社の業務範囲関係 買収した外国金融機関の子会社である外国会社や、外国のリース会社・資金業者について、①業務範囲規制に抵触するものであっても、一律に、買収後10年間は業務範囲規制の適用を猶予するとともに、②現地における競争上の必要性があれば、承認を受けることなしに、期間の制限なく継続的に保有することを認める。</p>	
直接的な費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<p>銀行（189行【2021年2月22日現在（以下計数の時点は同じ）】）、信用金庫（254金庫）、信用協同組合（145組合）、保険会社（95社）、第一種金融商品取引業者（305者）などのうち、今回の見直しを踏まえて業務や出資を拡充しようとする者において、主に以下の費用が発生する。</p> <p>① 業務範囲規制関係 ② 銀行等（本体）のうち地域活性化等業務を営もうとする者において、その業務が「本業に係る経営資源を主として活用して営む業務」に該当するか否かを判断するための費用が発生する。 ③ 銀行等のうち（今回の見直しによる業務追加後の）高度化等会社を保有しようとする者において、認可申請に係る費用が発生する。また、銀行グループのうち財務健全性がガバナンスが一定以上であることについて認定を受けようとする者において、認定申請に係る費用が発生する。 ④ 出資規制関係 銀行等のうち投資専門会社を経由して事業再生会社・事業承継会社、ベンチャービジネス会社、地域活性化事業会社に出資しようとする者において、投資専門会社の設置に係る費用や、出資対象が（今回の見直しによる拡充後の）要件に該当するか否かを判断するための費用が発生する。 ⑤ 外国子会社・外国兄弟会社の業務範囲関係 銀行等のうち買収した外国金融機関の子会社である外国会社や、買収した外国のリース会社・資金業者（業務範囲規制に抵触するもの）を継続的に保有しようとする者において、承認申請に係る費用が発生する。</p>	<p>① 業務範囲規制関係 ② 銀行等（本体） 代替案の場合、規制案の場合に発生する遵守費用（営もうとする地域活性化等業務が「本業に係る経営資源を主として活用して営む業務」に該当するか否かを判断するための費用）は発生しない。 ③ 子会社・兄弟会社 代替案の場合、規制案の場合に発生する遵守費用（認可申請・認定申請に係る費用）は発生しない。 ④ 出資規制関係 代替案の場合、規制案の場合と比較して、出資対象が要件に該当するか否かを判断するための費用が発生する点は同様だが、投資専門会社の設置に係る費用が発生しない点において、遵守費用は低下すると見込まれる。 ⑤ 外国子会社・外国兄弟会社の業務範囲関係 代替案の場合、規制案の場合に発生する遵守費用（承認申請に係る費用）は発生しない。</p>
(行政費用)	<p>① 業務範囲規制関係 ② 地域活性化等業務に係る法令の遵守状況等についての検査・監督に係る費用が発生する。 ③ 認可審査に係る費用が発生する。また、（今回の見直しによる業務追加後の）高度化等会社に係る法令の遵守状況等についての検査・監督に係る費用が発生する。加えて、（財務健全性がガバナンスが一定以上であることについて認定を受けようとする銀行グループに係る）認定審査に係る費用が発生する。 ④ 出資規制関係 （今回の見直しによる拡充後の）出資に係る法令の遵守状況等についての検査・監督に係る費用が発生する。 ⑤ 外国子会社・外国兄弟会社の業務範囲関係 承認審査に係る費用が発生する。また、承認に係る外国会社や外国のリース会社・資金業者を継続的に保有することとなる銀行等の法令の遵守状況等についての検査・監督に係る費用が発生する。</p>	<p>① 業務範囲規制関係 ② 銀行等（本体） 代替案の場合、規制案の場合と比較して、銀行等は、より広範な地域活性化等業務を営むと考えられるところ、法令の遵守状況等についての検査・監督より慎重に行う必要が生じ、行政費用が増加すると見込まれる。 ③ 子会社・兄弟会社 代替案の場合、認可審査・認定審査に係る行政費用は発生しない。一方、規制案の場合と同様に、高度化等会社に係る法令の遵守状況等についての検査・監督に係る費用が発生するが、事前の認可審査・認定審査が存在しないため、事後的に不適切な事案が発見し、対応が必要となる蓋然性は規制案の場合よりも高く、行政費用が増加すると見込まれる。 ④ 出資規制関係 代替案の場合、規制案の場合と比較して、出資に係るリスクが銀行等に波及することを遮断する効果があるとされる投資専門会社を経由しない出資が増加すると考えられるところ、銀行等の財務健全性を含めた法令の遵守状況等についての検査・監督より慎重に行う必要が生じ、行政費用が増加すると見込まれる。 ⑤ 外国子会社・外国兄弟会社の業務範囲関係 代替案の場合、承認審査に係る行政費用は発生しない。一方、規制案の場合と同様に、銀行等の法令の遵守状況等についての検査・監督に係る費用が発生するが、事前の承認審査が存在しないため、事後的に不適切な事案が発見し、対応が必要となる蓋然性は規制案の場合よりも高く、行政費用が増加すると見込まれる。</p>
直接的な効果（便益）	便益の要素	代替案の場合
	<p>直接的な効果（便益）は主に以下の通りである。</p> <p>① 業務範囲規制関係 銀行等（本体）やその子会社・兄弟会社が、デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資する業務を幅広く営むことが可能となる。 ② 出資規制関係 銀行等が、企業に対し、出資を含めた早期の経営改善・事業再生支援などを行うことが可能となる。 ③ 外国子会社・外国兄弟会社の業務範囲関係 銀行等が、現地における競争上の必要性があれば、買収した外国金融機関の子会社である外国会社などを期間の制限なく継続的に保有することが可能となる。</p>	<p>① 業務範囲規制関係 ② 銀行等（本体） 代替案の場合、規制案の場合と比較して、銀行等は、より広範な地域活性化等業務を営むことが可能となるという便益が発生する。 ③ 子会社・兄弟会社 代替案の場合、規制案の場合と同様の便益が発生する。 ④ 出資規制関係 代替案の場合、規制案の場合と同様の便益が発生する。 ⑤ 外国子会社・外国兄弟会社の業務範囲関係 代替案の場合、規制案の場合と同様の便益が発生する。</p>
副次的な影響及び波及的な影響	副次的な影響等	代替案の場合
	<p>銀行等が、デジタル化や地方創生の取組みや、財務に課題が生じた企業に対する早期の経営改善・事業再生支援に幅広く貢献することが可能となり、日本経済の回復・再生を力強く支える金融機能の確立に資すると考えられる。</p>	<p>① 業務範囲規制関係 ② 銀行等（本体） 代替案の場合、規制案の場合と比較して、銀行等は、より広範な地域活性化等業務を営むと考えられるところ、その業務により銀行等に損失が生じることとなれば、銀行等の経営の健全性に支障が生じたり、（場合により）金融機能が損なわれたりするリスクが高まるという、深刻な副次的な影響・波及的な影響が想定される。 ③ 子会社・兄弟会社 代替案の場合、事前の認可審査・認定審査が存在しないため、高度化等会社の業務が銀行等の経営や預金者にも与える影響を行政（国）が事前に確認することができない。このため、銀行等の経営の健全性に支障が生じたり、（場合により）金融機能が損なわれたりするリスクが高まるという、深刻な副次的な影響・波及的な影響が想定される。 ④ 出資規制関係 代替案の場合、規制案の場合と比較して、出資に係るリスクが銀行等に波及することを遮断する効果があるとされる投資専門会社を経由しない出資が増加すると考えられるところ、銀行等の経営の健全性に支障が生じたり、（場合により）金融機能が損なわれたりするリスクが高まるという、深刻な副次的な影響・波及的な影響が想定される。 ⑤ 外国子会社・外国兄弟会社の業務範囲関係 代替案の場合、事前の承認審査が存在しないため、業務範囲規制に抵触する外国会社を継続保有する上で「現地における競争上の必要性」を行政（国）が事前に確認することができない。このため、例えば必要性が認められる範囲を超えて多数の外国会社が継続保有され、結果、銀行等の経営の健全性に支障が生じたり、（場合により）金融機能が損なわれたりするリスクが高まるという、深刻な副次的な影響・波及的な影響が想定される。</p>
政策評価の結果（費用と効果（便益）の関係等）	<p>【費用と便益の関係の分析】 日本経済の回復・再生を力強く支える金融機能の確立といった規制案によるプラスの効果は、遵守費用や行政費用の発生といったマイナスの効果を上回ると考えられる。 【代替案との比較】 ① 業務範囲規制関係 ② 銀行等（本体） 代替案の場合、規制案の場合と比較して、遵守費用は小さく便益は大きい一方、行政費用は大きいと考えられる。また、代替案の場合、銀行等の経営の健全性に支障が生じたり、（場合により）金融機能が損なわれたりするリスクが高まるという、深刻な副次的な影響・波及的な影響が想定される。以上のことから、規制案は妥当であると考えられる。 ③ 子会社・兄弟会社 代替案の場合、規制案の場合と比較して、便益は同様であり、遵守費用は小さく行政費用は大きいと考えられる。また、代替案の場合、銀行等の経営の健全性に支障が生じたり、（場合により）金融機能が損なわれたりするリスクが高まるという、深刻な副次的な影響・波及的な影響が想定される。以上のことから、規制案は妥当であると考えられる。 ④ 出資規制関係 代替案の場合、規制案の場合と比較して、便益は同様であり、遵守費用は小さく行政費用は大きいと考えられる。また、代替案の場合、銀行等の経営の健全性に支障が生じたり、（場合により）金融機能が損なわれたりするリスクが高まるという、深刻な副次的な影響・波及的な影響が想定される。以上のことから、規制案は妥当であると考えられる。 ⑤ 外国子会社・外国兄弟会社の業務範囲関係 代替案の場合、規制案の場合と比較して、便益は同様であり、遵守費用は小さく行政費用は大きいと考えられる。また、代替案の場合、銀行等の経営の健全性に支障が生じたり、（場合により）金融機能が損なわれたりするリスクが高まるという、深刻な副次的な影響・波及的な影響が想定される。以上のことから、規制案は妥当であると考えられる。</p>	
その他関連事項	-	
事後評価の実施時期等	「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考	-	